

アジアの地方分権

——地方分権は万能薬か？——

松 並 潤*

I. はじめに

近年、開発途上国に対する援助の中に、「ローカルガバナンスの向上」あるいは「地方分権の推進」が、具体的な内容が何であるかはともかくとして、しばしば含まれている。このような援助については、現在でも内政干渉であるという批判があるし、またそういう批判を避けるためか、従来のJICA（国際協力機構）ほかの援助機関による日本の国際援助の特徴としては、世界銀行などの国際機関やUSAID（米国国際開発庁）のような欧米の援助機関のように「民主主義体制の拡大そのものを目的」とせず、「制度的枠組みづくりに政治的に介入すること」がなかったと指摘される。しかし、このような非常に自制的な援助観については、（欧米とは少し異なる日本の地方制度を、1つのモデルとしてより積極的に売り込むべきであるというコンテキストはあるが）「限定的な考え方をする必要はないのではないか」と、現職の総務省官僚にも書かれることもあるほど（幸田 2006:14）、地方分権の推進は、教育水準のレベルアップや公衆衛生の改善、あるいはインフラ整備と同様に、ドナーが国際援助で実現すべきである、そして開発途上国の人々に歓迎されるであろうと考えられる、普遍的な価値として日本でも認められ始めている。

もちろん、やみくもに地方分権を推進することはかえって問題を発生することは、日本よりも地方分権の熱心であると考えられている欧米のドナーによっても十分に意識されている。望月幸泰によるまとめでは、開発途上

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授
本稿は、文部科学省科学研究費（基盤研究（A）「発展途上国における『地方分権化』の制度構築・評価法の研究」（研究代表者・松並潤）による研究の一部である。本稿の執筆にあたっては、科研費の研究分担者ならびに研究協力者との議論、そしてこの科研費によって組織された研究会における報告と討論に触発されるところが大であったことを記して、科研費の研究分担者ならびに研究協力者、研究会への参加者に感謝したい。

国における地方分権が発生させるかもしれない問題としては、以下のようなものがあげられる。まず第一に、地域間格差の拡大や中央政府による再分配機能の低下が起こること。第二に、行政執行が困難となること。第三に、自治体数が過剰な場合、行政サービスの重複や非効率化が発生すること。そして第四に、非民主的なローカルエリートによる割拠を助長してしまうことである（望月 2006:23）。地方分権が開発途上国のかかえる全ての問題を解決する万能薬でないことは、すでに理解されているのである。

しかしそれにもかかわらず、地方分権が「正しい」政策の方向であるとされていることは、分権の名で行われている改革にも多様なものがあることや、地方分権改革がすすめられているコンテキストを無視した形で地方自治に関わる制度変更を改革として評価したり、指標として使用可能なデータが限られるにもかかわらずその限られたデータで地方分権の進展度を評価したり、あるいはその限定されたデータによる他の国との比較を強引に行い、不適切な地方分権改革を政策として推進したりしてしまうなどの弊害を時にもたらしていると考えられる。

例えば、地方分権改革の行われるコンテキストである政治体制を意識するならば、一党制をとるベトナムやラオスにおける地方分権改革と、議会制民主主義が定着しつつあるタイやインドネシアの地方分権改革を単純に比較することは厳に慎むべきであろう。社会主義国の地方分権改革は、あくまで「党の指導」

が前提とされる中での地方機関への権限移譲あるいは権限分散にすぎず、一見ラディカルな地方分権改革も、政権政党あるいはそのコントロールにある統治機構内における組織配置の再編成や上下関係にあるあくまで単一の組織内部でのリソースと権力の再分配であり、議会制民主主義国における地方分権改革とは本質的に異なる¹。一方後者の場合、地方分権改革は、中央政府を支える民主的に選出された(されるべき)政治家とそれとペアを組んでいる中央官僚から、地方政治家と地方官僚へ、つまり正統性を別にする他の組織へ、リソースと権力を再分配することであり、権力構造そのものを変えることを意味する。したがって、例えば地方政府によって支出される財政支出の規模や中央政府から移譲される税源の金額、あるいは移譲される権限の数で見れば小さな改革であっても、民主主義の深化という観点から見てその影響ははるかに大きいのである²。

誤った指標化や不適切な政策提言の問題も、特に現代においては深刻である。今日では、ドナーである先進国あるいは先進国の援助団体においては、援助政策においてもアカウントビリティが問われ、納税者あるいは寄付者の金がどのような成果をあげたかを説明する義務があるとされている。説明責任が問われること自体は、政策の結果に対して関心を持続し政府あるいは援助団体の活動を不断に監視するという、民主主義を機能させる上で重要な活動である。しかし、政策の効果を測ることは先進国においても難しいとされており、

また政策の効果は相当の時間が経過して後に初めて明らかになるものも多い。そうした中で指標によるコントロールを強調することは、とりあえず測ることのできる指標を測り、「成果」として公表するだけの結果を生む。地方分権改革によって、学校教育への地域住民の関与を増し、それによって女兒就学率を向上させよう(あるいは、公衆衛生に関する権限を分権化することにより、公衆衛生を改善しよう)という政策の結果の測定は、本来、女兒就学率、あるいは公衆衛生の状況に左右される疾病の罹患率など、政策の結果を直接的に示す指標で測られるべきものである。しかその測定が困難である場合、あるいは測定しても想定される結果が出てこなかった場合、代替指標として、学校財政(公衆衛生支出)における地方自主財源の割合の変化が測られたり、教育(公衆衛生)担当者が中央政府による任命制であったものが地方政府によって任命されるようになったと、中央政府による統制の強さの変化が測られたりする。代替指標によって地方分権改革が進展し望ましい結果を得ることができたと「説明」されたりするのは、先進国におけるNPM改革の問題として指摘されているものと変わらない。

また、「地方分権改革によって、学校教育への地域住民の関与を増し、それによって女兒就学率を向上させよう(あるいは、公衆衛生に関する権限を分権化することにより、公衆衛生を改善しよう)」という政策には、そもそも地域住民が、政策の結果(女兒就学率の向上、公衆衛生の改善)を望んでいる、地

方分権の受け皿となる地方政府が学校教育(公衆衛生)をマネジメントできるだけの人的・財政的リソースを有している、などいくつかの重要な前提を置いている。しかし、これらの前提は、開発途上国において必ずしも自明なことではない。政策結果を望まない、少なくとも、自分たちの判断にゆだねられた場合、それ以外の政策(例えば女兒就学率の向上よりも公衆衛生の改善、公衆衛生の改善よりも現金収入を増大させる産業の振興)を優先することを望む住民は十分考えられる。地方分権改革によって権限を与えられる地方政府の規模が小さければ、一般的にその権力資源には限りがあり、政策目的の実現は難しくなる。他方、規模が大きければ「地方政府」が学校教育(公衆衛生)をマネジメントすることは比較的たやすく実現できるが、それは必ずしも地域住民の関与の増大ではなく、中央政府と同じように住民、特に少数派から見て遠い存在である、「州政府」あるいは「県政府」による学校教育のコントロールに置き換わったということの意味するだけかもしれない。

地方分権の推進について、今一度立ち止まって考える必要、自明とされている前提の点検の必要を、ここでは改めて確認するものである。

II. 地方分権推進の論理

繰り返しになるが、開発途上国において地方分権を推進する理由としてあげられるものをここでまとめておこう。

第一は、地方分権そのものが民主化であり、

住民の自治・自決であるという政治的観点から地方分権を正当化するロジックである。この政治的観点から行われる分権推進論は、地方政府あるいは地方議会の創設、住民による地方政府の長や地方議会議員の選出、また中央政府から地方政府へ政治的権力が再分配されることを求めるラディカルな地方分権論である。また逆に、中央政府の下にある地方出先機関あるいは地方政府への中央政府の権限の一部委任、中央政府の行う権力行使に地方政府の声がある程度反映する枠組みを創設するといった穏和な地方分権改革は、この政治的・地方分権論の立場からは、地方分権の名に値しないと考える場合もある。

第二は、財政的な理由から進められ、正当化される地方分権改革である。財政的観点から推進される地方分権改革は、中央政府から地方政府への財源および支出権限の移譲を重視する。それまで中央政府が徴税するとされていた税源に対して地方政府が徴税できるものにし、あるいは国家の資源として中央が独占していたものに地方の権利を認める(または地方の資源であると改める)、そして支出についても従来よりも広範囲な権限を地方政府に認めるというのが、財政的観点から推進される地方分権改革である。財政的・地方分権論の背景には、財政権限を中央政府に集中していることが、経済的に見て不合理な資源配分を行わせ、財政規律を弛緩させているが、地方政府に権限を渡せば、これらの無駄が減少し財政規律も回復されるという「合理的な」判断がある。ここでは、政治的・地方分権改革

は、税源の移譲など財政的条件的整備が不十分な場合、実質を伴わない名目の地方分権改革にすぎないと拒否される。また、地方政府を中央政府から財政的に独立させることを求めるラディカルな財政的・地方分権論の立場からは、地方政府への中央政府の権限の一部委任などは、逆に地方政府を財政的に中央政府に従属させるものであるとして、これも地方分権改革の名に値しないものと批判される。

第三は、行政的観点から推進され、正当化される地方分権改革である。中央集権的な体制の下では、画一的な行政サービスが、中央政府あるいはその下請け機関化した地方政府によって提供されるが、それらは必ずしも地域の行政サービスの需要に対応したものではない。中央政府の出先機関やあるいは地方政府にサービス提供を委ね、多少の裁量を認める、行政的な地方分権改革を進めることにより、中央政府の出先機関、あるいは地方政府が地域の実情により適合する行政サービスを提供することが、住民そして国民全体の福祉の観点から見て望ましいと、行政的観点からする地方分権論は論ずる。行政的・地方分権論は、政治的・地方分権論や財政的・地方分権論の中には、後述するような問題点をかかえる非現実的なものが含まれており、また、地方分権改革は、あくまで既存の政治行政的枠組みを前提として開始するものであり、漸進的にしか進められない改革であると主張するのである。

次に、これら3つの観点から行われる地方分権推進論に対する批判をまとめておこう。

まず、政治的観点から行われる地方分権論は、地方分権そのものに価値を見いだす推進論であるために、住民として観念されるものの中に多数派と少数派の深刻な対立があったり、他ならぬ住民の自治・自決によって民主主義に内包される他の価値が否定される可能性を無視して議論を進めていたりすることがある。政治的の地方分権論は、地方分権によってもたらされる民主主義の深化というメリットを強調するあまり、同時に副作用としてもたらされるかもしれないデメリットを過小評価している可能性が指摘できる。

第二の財政的観点から行われる地方分権論に対しては、財政権限の移譲は、中央政府の不合理な資源配分や浪費に代わって地方政府による不合理な資源配分や浪費を招くだけかもしれない、あるいは地方政府の担い手の腐敗を生じさせるかもしれないことを無視ないし軽視していると批判できよう。「住民により近いところで決定を行い監視すれば、資源配分は合理的に行われる」という「合理性」にも、ある種の仮定、価値観が秘められているのである。また、財政権限の移譲によってもたらされる利害の違いが地域間にある場合、財政的の地方分権の推進が地域間の対立を助長し、さらに歴史的な経緯や宗教や民族の違いがある場合などはそれまで隠れていた地域間対立を顕在化し地域間あるいは中央地方間の紛争を泥沼化することすらあることが指摘できる。

第三の行政的観点から行われる地方分権には、前二者との比較では穏和な分権、既存の

政治体制には手をふれない体制内部での権限の再分配も含まれる。それだけに、行政的の地方分権には民主主義の深化という観点からは疑問符がつけられることがあるし、一国の政治体制全体のラディカルな民主化を求める者の視点からすれば、微温的改革である行政的分権は、非民主主義的な体制の中で行政サービスの水準を多少向上させることで、体制そのものを維持する逆効果を持つことにすらなる³。

Ⅲ. 地方分権推進のあいまいな根拠

それでは、地方分権を推進する根拠としてはどのようなものがあげられてきたであろうか。財政学を用いた分析では、地域経済一般について、そして各経済セクターにおける経済的効果や政策の結果について、これまでも多くの分析を行い、これらが地方分権を推進する上では重要な証拠としてあげられてきた。

例えば、フィリピンにおける教育の地方分権改革とそのアウトカムを分析した研究の例として言及されることのあるジェーレ・ベールマン（Jere Behrman）らの研究は、実はバングラデシュ、インドネシアとフィリピンの3カ国の教育における地方分権改革とそのアウトカムの関係を対象とした研究であり、特にバングラデシュに関する分析では、教育における財政的分権改革と教育水準の向上には結びつきが確認できなかったことが明白に論じられている⁴（Behrman, Deolalikar and Soon 2002）。しかし、彼らの研究を先

行研究として言及する多くの分析では、彼らの研究で見いだされた、フィリピンにおいて見られる財政的 decentralization 改革と教育水準向上の正の関係が、他の国でも見いだせるか否かの検討を行っている。さらに、バールマンらは、地方分権と教育水準の向上に関係が見られたという自分たちの研究の意味と、それが特定の国あるいは時代で言えたものであるということ、あるいはその特定の事例から一般化できるのはどこまでかを論じ、彼らの議論があてはまる条件として、地方分権改革の対象となる地方政府に教育水準を向上したいという意思がある場合に、分権改革は望ましい結果を導くという結論を導いている。しかし、この研究を用いて教育水準向上のための政策として地方分権改革が提言されるときには、彼らが慎重に付していた条件を無視した乱暴な提言がなされる可能性は否定できない。

澤田康幸と庄司匡宏の研究には、論文そのものの中に、これまで述べてきたような問題がある（澤田・庄司2006）。彼らの論文は、一方でガバナンスの質と経済成長というマクロ・データを用いた議論をあつかいながら、他方でコミュニティ・レベルのガバナンスと教育水準の向上というミクロなテーマを分析している。前者は、世界各国のアカウンタビリティ、政治的安定性、行政サービスの効率性といったマクロなデータと1人あたりGDPの相関を示して、ガバナンスの質と経済が密接な関係にあることを示している（澤田・庄司2006: 151-153）。これは2002年の政治的なデータと経済パフォーマンスの間に相関性

が見られるという分析ではあるが、マクロ・データにより世界各国を同時に分析対象としており、それなりの説得力を持つ。一方後者は、エルサルバドルにおけるコミュニティ参加により初等教育の水準を向上させようというプログラムの結果を、実証的に分析し、コミュニティの参加がポジティブな結果を導くという結論を得たものである。ここでは、より精緻な関数化された仮説が用いられるが、その仮説の前提として「コミュニティは教師が努力水準の規律を守るように係数 α_2 を内生的に決定する」⁵あるいは「コミュニティは教育による社会厚生 of the 改善に関心があるとするとする」としている（澤田・庄司2006: 139-144）。しかし、異なる国、異なる文化に属するコミュニティ全てが前提とされているような選好を持つことは決して自明、当然ではない。澤田らの論文は、マクロ分析においては、各国政府・国民の選好とは無関係にガバナンスと経済との関係が分析されているのだが、ミクロ分析では、コミュニティ・レベルの教育に関する選好を前提にガバナンスと教育水準向上の関係が分析されており、2つの分析は異なる種類のものなのである。

下村恭民は、『アジアのガバナンス』の終章で、経済発展や貧困緩和という問題を解く上では、「明確な因果関係の存在を前提とした客観的、理性的、論理的な知識の体系（「形式知」とよばれる）だけでは、問題解決を求めるうえで限界がある」と指摘し、「複雑な社会現象の問題に有効に対処するためには、正統な理論だけでなくアートの要素が不

可欠だ」と指摘する（下村 2006: 234-235）。さらにこの本を書評した原洋之介は、フランス・フクヤマ(Francis Fukuyama)の『ステート・ビルディング (State Building)』を援用しながら、公的サービスを「取引される財・サービスの種類が限られた専門性の高い活動」と「取引される財・サービスの種類が多い専門性の低い活動」に二分し、後者には「本書（『アジアのガバナンス』）も注目している状況・文脈にスペシフィックな暗黙知が不可欠になってくる」と指摘する。本論文で検討した初等教育や公衆衛生は、原やフクヤマによれば後者に属するが、彼らの議論によれば、初等教育や公衆衛生は、結果を予測することが難しく、かつ、その場で行われなければならない決定の数が多い行政サービス(フクシマのいう「第4象限に属する行政サービス」)であり、高度な専門性を要しかつトランスアクションコストが低い行政サービス、例えば中央銀行制度や航空機の整備と対照的な性格を有する。後者の場合、原によれば「世界中ではほぼ同じ制度が適用可能であり、テクノクラティックな改革が可能」であるが、前者の場合は「ほとんど適用できない」（原 2007: 56-59, Fukuyama 2004: 55-67）。また、後者においては、何らかの問題が発生した場合、問題発生状況、コンテキストに応じて解決するために、フォーマルな制度枠組みとは別のインフォーマルな方法で問題の解決がとられがちである。しかし、地方分権改革のような国際援助などにより行われる制度改革は、あくまでフォーマルな制度枠組みを

変更するものであるために、制度改革が問題の解決に結びつくとは限られないのである。

IV. 日本による地方分権改革推進の逆説

しかしながら、以上の議論は、各国で同時に進められている地方分権改革の中に、その国・地方の、現時点における状況には合っていない地方分権改革があるかもしれない、あるいは、地方分権改革を推進する際、不適切な理由付けが行われているかもしれない、ということを示唆しているにとどまり、これをもって地方分権改革を推進することは中止すべきである、という結論は出せない。その他の政策領域での国際援助の条件として受け入れざるを得ない場合や、誤解や地方分権推進論者による誇張により地方分権に幻想を抱いている場合もあるのかもしれないが、多くの開発途上国で、現に直面している問題解決の手段として地方分権改革が求められているのも、また事実である。そして、今日においては、地方分権改革に限らず、制度改革を国際援助として行うことは一般化しており、またそのような際には、財政あるいは社会経済に関する適切な指標を用いて、実証的に政策効果をあらかじめ予測して政策を提言し、また制度改革後の政策の効果を測定することは重要になっている（香川・金子2007:8-9）。地方分権改革を国際援助として行うのならば、適切な指標による評価は不可欠なのである。

特に日本から比較的近く、また従来、日本による国際援助の主要な対象国であった東アジアそして東南アジアの国々は、これまで世

界的に見ても集権的な政治行政体制を継続してきた国々であった。近年経済的に発展が著しいこれらの国々で、地方分権改革が求められているのである (World Bank 2005: 25-31)。東アジアあるいは東南アジアの国々の中には、依然として社会主義体制の堅持を国是としている国や権威主義体制の継続している国、自由民主主義体制が相当の期間継続している国やこれに移行して間がなく政治体制の安定化が求められている国があり、政治体制においてバラエティに富む。それらの国々が、(外部から求めさせられている場合も含めて) 地方分権改革を一斉に求めているのである。今後も日本がこれらの国々への国際援助において重要な役割をはたし続けるであろうことを考えれば、開発途上国の地方分権改革にどう取り組むかは、日本の課題の1つでもある。

伊藤誠一郎は、地方自治体に政策が移転される場合について、デイビッド・P・ドロヴィッツ (David P. Dolowitz) らの議論を参考に、「引き写し(copying)」・「模倣プラスアルファ(emulation)」・「いいとこ取り (mixtures)」・「インスピレーション (inspiration)」の4段階に分ける類型化を提示している (伊藤2006: 35-37)。外部から強制されて、あるいは1つのモデル政策しか知らずに政策が受け入れられる場合、政策は「引き写し」か、あるいはこれに近いものになり、政治的コンテキストとミスマッチをおこすことがある。この場合、新しい政策は問題を解決することができない。「いいとこ取り」を可能にするためには、複

数の政策の例を知り、それらを比較してどちらが、そしてどの部分が自分たちのコンテキストに合うのか、検討し咀嚼することが不可欠である。

その観点からすると、日本の経験は、欧米型地方分権改革モデルとは異なり、しかしこれとならぶ「遅れた地方分権改革モデル」として有用である可能性がある。アジア各国が主体的に地方分権改革の程度あるいはスピードをコントロールしたいなら、そしてとりわけ、国内における再分配のために、地方政府の中央政府に対する財政的従属を今後も一定程度維持したいのなら、日本の地方自治の経験は、逆説的に有用なのである。

注

¹ 分散 (deconcentration)、委任 (delegation)、権限移譲 (devolution) の違いについては、例えば世界銀行もその報告書の中で指摘している (World Bank 2005: 6)。しかし問題は、それらを無意識に混同して(あるいは意図的に混同して)、委任あるいは権限移譲でなければ達成できないはずの価値が、分散によって実現されるような説明をして、異なるレベルの地方分権改革を同じロジック、同じ言葉で推進してしまうところにある。

² 例えば、タイの地方分権改革は遅々として進まなかった、といわれることがあるが、これは地方分権改革そのものが、民主化された中央政府の議会の議員あるいはその中でも連立政権を構成した与党議員により、自らの再選可能性を大きくするようにデザインされたことによって説

明される（永井 2006:114-124）。

- ³ 逆に、民主主義の拡大が真の目標であるとすれば、政治体制には手をつけないように見える行政的・地方分権の推進を通じて、その他の意味でも地方分権化を推進することが、最終的に非民主主義的政治体制そのものの民主化という目標への、いわば裏口から接近する方法であるというロジックも成り立つ。
- ⁴ ベーマンらの研究については、坂田雅代（大阪国際大学（当時）、現追手門大学）の科学研究費研究会における報告によるところが多い。特にここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、この研究を含む財政学における先行研究の評価については、筆者独自の見解であり全て筆者の責任であることも明記しておきたい。
- ⁵ 教師の期待賃金 W は、 $W = a_1 + a_2 OE$ （ OE は、教師の観測された努力水準）という式で表されており、教師が努力水準の規律を守るようにコミュニティが a_2 の決定を行うとは、教師の努力に応じて給与を支払うという、能力給制度を意味している。

引用文献

- Behrman, Jere, Anil B. Deolalikar and Lee-Ying Soon, *Promoting Effective Schooling through Education Decentralization in Bangladesh, Indonesia, and Philippines*, (ERD Working Paper Series No.23) Asian Development Bank, 2002.
- (http://www.adb.org/Documents/ERD/Working_Papers/wp023.pdf より入手)
- Fukuyama, Francis, *State-Building: Governance*

and World Order in the 21st Century, Cornell University Press, 2004.

原洋之介「＜書評＞下村恭民編著『アジアのガバナンス』」『書斎の窓』第564号（2007年）、56-59ページ。

伊藤修一郎『自治体発の政策革新—景観条例から景観法へ—』木鐸社、2006年。

香川孝三・金子由芳編『法整備支援論—制度構築の国際協力入門—』ミネルヴァ書房、2007年。

幸田雅治「ローカルガバナンスとは何か」、日本都市センター編『ローカルガバナンスに関する国際協力のあり方調査研究報告書』日本都市センター、2006年、所収。

望月幸泰「ローカルガバナンス国際協力の意義」、日本都市センター、前掲書、所収。

永井史男「タイの民主化と地方分権化」、玉田芳史・木村幹編『民主化とナショナリズムの現時点』ミネルヴァ書房、2006年、所収。

澤田康幸・庄司匡宏「経済開発におけるガバナンス」、河野勝編『制度からガバナンスへ—社会科学における知の交差—』東京大学出版会、2006年、所収。

下村恭民「内発的発展を支えるガバナンス改善を求めて」、同編『アジアのガバナンス』有斐閣、2006年、所収。

World Bank, *East Asia Decentralizes: Making Local Government Work*, World Bank, 2005.

Decentralization in Asia: Can Decentralization Be a Cure-all?

MATSUNAMI Jun*

Abstract

Improving local governance and promoting decentralization are now important parts of the purpose of ODA. Japanese ODA for instance, has now included these components. However, promoting decentralization may bring unwanted results. This paper will analyze the reasons of promoting decentralization and possible failures by putting decentralization into three categories.

Politically-motivated promotion of decentralization wants more autonomous local government by introducing direct election of governors and mayors, giving more power to local assembly, etc. It aims to expand democracy at the local levels. However, decentralization may bring undemocratic results, such as marginalizing the minority by the majority of local people. Financially-motivated promotion of decentralization wants financial autonomy of local government. It argues that the centralized financial system is the reason for inefficiency and corruption. However, it may neglect the possible corruption and inefficient resource use in local government when the power was given to local government. Administratively-motivated promotion of decentralization demands giving more autonomy to local government (or branches of central government) to reflect the local demand. It may improve the public service delivery but may not bring democracy and even sustain an undemocratic regime by slight improvement.

Studies in public finance on decentralization also have some problems because they give too much weight on successful cases and forget the conditions, which lay under those cases. Improvement of public services, such as education or sanitation, through

*Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

decentralization reform can be reached only when local people have already demanded the results.

Japanese *delayed* decentralization is, however, an alternative case for Asian countries if they want to decentralize. If they want to keep large scale financial transfer from the central government to local government, Japan is the most important example. Decentralization policy or policy in general is not for copying, but for picking up good points and mixing it with local context.